

小牧市下水道事業会計年度任用職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和6年3月27日

小牧市下水道事業

小牧市長 山下 史守朗

小牧市下水道事業管理規程第1号

小牧市下水道事業会計年度任用職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

小牧市下水道事業会計年度任用職員の給与に関する規程（令和2年小牧市下水道事業管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

第12条を第13条とし、第11条の次に次の1条を加える。

（勤勉手当）

第12条 職員の勤勉手当については、条例の適用を受ける職員の勤勉手当の例による。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。